

令和 8 年

第2回会津坂下町議会 臨時会会議録

自 令和8年4月3日

至 令和8年4月3日

福島県会津坂下町議会

令和8年第2回会津坂下町議会臨時会会議録

令和8年4月3日から令和8年4月3日まで第2回臨時会が町役場議場に招集された。

令和8年4月3日 午前10時00分

1. 応招議員(13名)

1番 高久敏明	3番 目黒克博	4番 物江政博
5番 横山智代	6番 小畑博司	7番 佐藤宗太
8番 五十嵐正康	9番 青木美貴子	10番 五十嵐一夫
11番 水野孝一	12番 酒井育子	13番 山口享
14番 赤城大地		

2. 不応招議員(0名)

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 蓮沼英樹	議事調査係長 薄香織
書記 松本由紀	

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長 古川庄平	副町長 板橋正良
教育長 鈴木茂雄	総務課長 佐藤秀一
政策財務課長 長谷川裕一	生活課長 鈴木久
建設課長 五十嵐隆裕	産業課長 渡部聡
出納室長 五十嵐利彦	教育課長 成田一成
子ども課長 五十嵐清隆	監査委員 仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

◎議長(赤城大地君)

只今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

(開議 午前10時00分)

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にお配りした議事日程の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長(赤城大地君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として8番五十嵐正康君、9番青木美貴子君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長(赤城大地君)

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第2回臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって本臨時会は本日1日と決定いたしました。

◎町長あいさつ

◎議長(赤城大地君)

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長(古川庄平君)

議長、町長。

◎議長(赤城大地君)

古川町長。

◎町長(古川庄平君)

皆様、改めておはようございます。

本日ここに令和8年第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、専決処分の報告及びその承認についての承認1件となります。

上程した案件につきましては、印刷物により、お手元に差し上げた通りであります。何卒慎重なるご審議の上、原案の通り承認賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎承認第 2 号の上程・説明

◎議長(赤城大地君)

日程第 3、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について説明を求めます。

◎総務課長(佐藤秀一君)

議長、総務課長。

◎議長(赤城大地君)

佐藤総務課長。

◎総務課長(佐藤秀一君)

承認第 2 号専決処分の報告及びその承認について、ご説明申し上げます。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により次の通り専決処分をしたので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは「専決第2号 会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

今回の改正は組織機構の見直しに伴い庁舎整備課を建設課へ統合し、併せて、会津坂下町新庁舎建設検討委員会の事務を建設課に移管するものであります。詳細につきましては参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げますのでそちらの方をご覧いただきたいと思います。

第 1 条は会津坂下町課設置条例の改正で、第 2 条第 6 号を削り、第 3 条第 4 項に第 8 号として建設課の分掌事務に庁舎整備に関する事項を加えます。

第 3 条第 6 項は、庁舎整備課の分掌事務であり、条文を削ります。

第 2 条は、会津坂下町新庁舎建設検討委員会設置条例の改正で、第 9 条中「庁舎整備課」を「建設課」に改めます。

次に議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行することとし、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年 3 月 31 日に専決処分を行ったというものであります。

説明は以上です。

◎議長(赤城大地君)

これより、本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、承認第2号「専決処分の報告及びその承認について 専決第2号 会津坂下町課設置条例等の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本件は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起

立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

◎議長(赤城大地君)

日程第 4、発議第1号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

◎13 番(山口享君)

議長、13 番。

◎議長(赤城大地君)

13 番、山口享君。

◎13 番(山口享君)

会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例についてお手元の資料によりご説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、町の機構改革に伴い、条例の改正をするというものであります。

新旧対照表によりご説明しますので、新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。

町の機構改革に伴い庁舎整備課が廃止されたことから、第 2 条第 1 号中「、庁舎整備課」を削るというものになります。

条例本文に戻っていただきまして、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するというものであります。

説明は以上であります。

◎議長(赤城大地君)

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようであります。これをもって、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようであります。これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議第1号「会津坂下町議会委員会条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(全員起立)

◎議長(赤城大地君)

起立全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議長辞職

◎議長(赤城大地君)

ここで、議事の都合により、議長を副議長と交代いたします。

(赤城大地君、自席へ。山口享君、議長席へ)

◎副議長(山口享君)

議長を交代いたしました。

報告いたします。

先程、議長、赤城大地君から議長の「辞職願」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、「議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(山口享君)

ご異議ないものと認めます。

よって、この際「議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

「議長辞職の件」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、赤城大地君の退席を求めます。

(赤城大地君、退場)

◎副議長(山口享君)

辞職願を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

辞職願。この度、都合により会津坂下町議会議長を辞職したいから許可されるようお願いです。令和 8 年 4 月 3 日。会津坂下町議会議長 赤城大地。会津坂下町議会副議長 山口享様

◎副議長(山口享君)

お諮りいたします。

赤城大地の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(山口享君)

ご異議ないものと認めます。

よって、赤城大地君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

赤城大地君の入場を許可いたします。

(赤城大地君、入場)

◎議長選挙

◎副議長(山口享君)

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(山口享君)

ご異議ないものと認めます。

よって、この際「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休議いたします。

ただちに、議員の皆様はただちに大会議室にご参集ください。

(午前 10 時 09 分)

(休議)

(午前 10 時 20 分)

◎副議長(山口享君)

再開いたします。

これより「議長の選挙」を行います。

選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

◎副議長(山口享君)

只今の出席議員数は、13 名であります。

立会人の指名を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に10 番五十嵐一夫君、11 番水野孝一君のお二人を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

◎副議長(山口享君)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎副議長(山口享君)

配布漏れなしと認めます。投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎副議長(山口享君)

異常なしと認めます。只今から投票を行います。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。

念のため申し上げます。投票は無記名であります。氏または名のための記載ではなく、必ず氏名を記載するよう願います。

それでは職員に点呼を命じます。議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

◎書記(松本由紀君)

1 番、高久敏明君。

3 番、目黒克博君。

4 番、物江政博君。

5 番、横山智代君。

6 番、小畑博司君。

7 番、佐藤宗太君。

8 番、五十嵐正康君。

9 番、青木美貴子君。

10 番、五十嵐一夫君。

11 番、水野孝一君。

12 番、酒井育子君。

14 番、赤城大地君。

13 番、山口享君。

◎副議長(山口享君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎副議長(山口享君)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の立会を求めます。

(開票)

◎副議長(山口享君)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数13 票

これは、先程の出席議員数に符号しております。

そのうち、有効投票 13 票、無効投票0票

有効投票中、赤城大地君 8 票、佐藤宗太君5票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

よって、赤城大地君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長(山口享君)

只今、議長に当選されました赤城大地君が、議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

議長から挨拶があります。
赤城大地君、登壇願います。

(赤城大地君、登壇)

◎議長(赤城大地君)

この度、議員各位のご推挙により会津坂下町議会議長の要職を拝命いたしました。
改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

町政においては、諸課題はもちろん、新庁舎建設の議論や旧坂下高等学校の跡地利用の議論を加速せねばならない時期となっており、ますます議会の役割が重要となってまいります。

議会の権能を最大限発揮すべく、かつ、公正な議会運営を心掛けてまいりますので、何卒町民の皆様、そして議員各位のご指導ご鞭撻を賜りたく、お願い申し上げます。

(赤城大地君、降壇)

◎副議長(山口享君)

これをもって、議長選挙を終わります。
赤城議長、議長席にお着き願います。
議長を交代いたします。

(赤城大地君、議長席へ、山口享君、自席へ)

◎副議長辞職

◎議長(赤城大地君)

議長を交代いたしました。
報告いたします。
先程、副議長、山口享君から、副議長の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。
この際、「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。
よって、この際「副議長辞職の件」を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
「副議長辞職の件」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定により、山口享君の退席を求めます。

(山口享君、退場)

◎議長(赤城大地君)

辞職願を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

辞職願。この度、都合により会津坂下町議会副議長を辞職したいから許可されるようお願い出ます。令和8年4月3日。会津坂下町議会副議長 山口享。会津坂下町議会議長 赤城大地 様

◎議長(赤城大地君)
お諮りいたします。
山口享君の副議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)
ご異議ないものと認めます。
よって、山口享君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。
山口享君の入場を許可いたします。

(山口享君、入場)

◎副議長選挙
◎議長(赤城大地君)
只今、副議長が欠員となりました。
お諮りいたします。
この際「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)
ご異議ないものと認めます。
よって、この際「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。
暫時休議いたします。
議員の皆様はただちに大会議室にご参集願います。

(午前 10 時 37 分)

(休議)

(午前 10 時 41 分)

◎議長(赤城大地君)
再開いたします。
これより、「副議長の選挙」を行います。選挙は投票により行います。
議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

◎議長(赤城大地君)
只今の出席議員数は、13 名であります。
立会人の指名を行います。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に12 番酒井育子君、13 番山口享君のお二人を指名いたします。
投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

◎議長(赤城大地君)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎議長(赤城大地君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎議長(赤城大地君)

異状なしと認めます。只今から投票を行います。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、職員の点呼に応じて順次投票願います。

念のため申し上げます。

投票は無記名であります。氏または名のための記載ではなく、必ず氏名を記載するよう願います。

それでは、職員に点呼を命じます。議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◎書記(松本由紀君)

1 番、高久敏明君。

3 番、目黒克博君。

4 番、物江政博君。

5 番、横山智代君。

6 番、小畑博司君。

7 番、佐藤宗太君。

8 番、五十嵐正康君。

9 番、青木美貴子君。

10 番、五十嵐一夫君。

11 番、水野孝一君。

12 番、酒井育子君。

13 番、山口享君。

14 番、赤城大地君。

◎議長(赤城大地君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

◎議長(赤城大地君)

投票漏れ、なしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。
立会人の立会を求めます。

(開票)

◎議長(赤城大地君)

選挙の結果を報告いたします。
投票総数13 票
これは、先程の出席議員数に符合いたします。
そのうち、有効投票12 票、無効投票 1 票
有効投票中、青木美貴子君 11 票、佐藤宗太君 1 票
以上のとおりであります。
この選挙の法定得票数は、4 票であります。
よって、青木美貴子君が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎議長(赤城大地君)

只今、副議長に当選されました青木美貴子君が、議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。
副議長から、挨拶があります。
青木美貴子君、登壇願います。

(青木美貴子君、登壇)

◎副議長(青木美貴子君)

皆様のご推挙により、副議長になりました青木美貴子です。
新議長と共に両輪のごとく町議会が発展するように、よりよい方向に行くように努力していきたいと思います。
どうぞ皆さんのご協力よろしくお願いいたします。

(青木美貴子君、降壇)

◎議長(赤城大地君)

これをもって、副議長選挙を終わります。
お諮りいたします。
この際、「議席の一部変更」を日程に追加することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。
よって、この際、「議席の一部変更」を日程に追加することに決定いたしました。
暫時休議いたします。
ただちに議員のみによる議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

(午前 10 時 55 分)

(休議)

(午前 11 時 02 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

1 番 高久 敏明君	2 番 目黒 克博君	3 番 物江 政博君
4 番 横山 智代君	5 番 小畑 博司君	6 番 佐藤 宗太君
7 番 五十嵐正康君	8 番 山口 享君	9 番 五十嵐一夫君
10 番 水野 孝一君	11 番 酒井 育子君	12 番 青木美貴子君
13 番 赤城 大地君		

◎議長(赤城大地君)

只今の朗読のとおり議席の一部を変更いたしました。

それでは、只今変更いたしました議席に、それぞれご着席願います。

暫時休議いたします。

(午前 11 時 03 分)

(休議。議席移動、書記は常任委員会希望届出書を配付)

(午前 11 時 04 分)

◎常任委員会委員の選任

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

日程第 5、常任委員会委員の選任についてを行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条の規定により、議長が会議に諮り指名することになっておりますが、先例により、予め常任委員会の所属希望を提出していただき、正・副議長が調整し、その結果を議長が会議に諮ることといたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員定数上、希望どおりとならない場合もあり得ますので、予めご了承をお願いいたします。

前もってお配りしてあります用紙に、希望する委員会及び自分の氏名を記入の上、自席の机の上に置いてくださるようお願いいたします。

昼食のため、休議といたします。再開を午後1時といたします。

(午前 11 時 05 分)

(休議)

(午後 1 時 00 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

両常任委員会の所属委員を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

総務産業建設常任委員会

1 番 高久 敏明君 2 番 目黒 克博君 5 番 小畑 博司君 7 番 五十嵐正康君

8 番 山口 享君 10 番 水野 孝一君 13 番 赤城 大地君

文教厚生常任委員会

3 番 物江 政博君 4 番 横山 智代君 6 番 佐藤 宗太君 9 番 五十嵐一夫君

11 番 酒井 育子君 12 番 青木美貴子君

◎議長(赤城大地君)

只今朗読のとおり、それぞれの所属委員を指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、只今指名しましたとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎常任委員会委員長及び副委員長の互選

◎議長(赤城大地君)

日程第 6、常任委員会委員長及び副委員長の互選についてを行います。

委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、常任委員会委員長及び副委員長は、それぞれの委員会で互選することになっております。

常任委員会は、委員会条例第 9 条の規定により、議長が招集日時・場所を定めて正・副委員長の互選を行わせることになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

総務産業建設常任委員会は大会議室、文教厚生常任委員会は中会議室において、ただちに委員会を開催し、正・副委員長の互選等を行い、その結果を議長まで報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は、それぞれの年長議員が行うことになっておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

終了後、議会全員協議会を開催いたしますので、大会議室にご参集願います。

暫時休議いたします。

(午後 1 時 01 分)

(休議)

(午後 1 時 42 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

両常任委員会において、互選されました委員長及び副委員長を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

総務産業建設常任委員会委員長 2 番 目黒克博君、副委員長 1 番 高久敏明君、
文教厚生常任委員会委員長 3 番 物江政博君、副委員長 4 番 横山智代君

◎議長(赤城大地君)

両常任委員会の委員長及び副委員長は、只今のとおり選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

◎議長(赤城大地君)

日程第 7、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっておりますので、議会運営委員会委員を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

2 番 目黒克博君、3 番 物江政博君、7 番 五十嵐正康君、11 番 酒井育子君

◎議長(赤城大地君)

只今、朗読のとおり議会運営委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、只今指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員長及び副委員長の互選

◎議長(赤城大地君)

日程第 8、議会運営委員会委員長及び副委員長の互選についてを行います。

委員会条例第 8 条の規定により、議会運営委員会委員長及び副委員長は、委員会で互選することになっております。

議会運営委員会は、委員会条例第 9 条の規定により、議長が招集日時・場所を定めて正・副委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

ただちに、中会議室において議会運営委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は、年長議員が行うことになっておりますので、宜しくお願いいたします。

暫時休議いたします。

(午後 1 時 45 分)

(休議)

(午後1時50分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

議会運営委員会において互選されました委員長及び副委員長を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

委員長 7 番 五十嵐正康君、副委員長 11 番 酒井育子君

◎議長(赤城大地君)

議会運営委員会の委員長及び副委員長は、只今朗読のとおり、選任することに決定いたしました。

◎広報広聴特別委員会委員の選任

◎議長(赤城大地君)

日程第 9、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報広聴特別委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条の規定により、議長が会議に諮り、指名することになっておりますので、広報広聴特別委員会委員を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

1 番 高久敏明君、6 番 佐藤宗太君、8 番 山口享君、9 番 五十嵐一夫君

◎議長(赤城大地君)

只今、朗読のとおり広報広聴特別委員会委員を指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、只今指名いたしましたとおり、広報広聴特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎広報広聴特別委員会委員長及び副委員長の互選

◎議長(赤城大地君)

日程第 10、広報広聴特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを行います。

委員会条例第8条の規定により、広報広聴特別委員会委員長及び副委員長は、委員会で互選することになっております。

広報広聴特別委員会は、委員会条例第9条の規定により、議長が招集日時・場所を定めて、正・副委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

ただちに、中会議室において、広報広聴特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長までご報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は、年長議員が行うことになっておりますので、宜しくお願いいたします。

暫時休議いたします。

(午後1時52分)

(休議)

(午後 1 時 58 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

先程指名いたしました広報広聴特別委員に漏れがございました。再度指名いたしますので職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

1 番 高久敏明君、6 番 佐藤宗太君、8 番 山口享君、9 番 五十嵐一夫君、
12 番 青木美貴子君

◎議長(赤城大地君)

只今、朗読のとおり広報広聴特別委員会委員を指名いたしましたと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、只今指名いたしましたとおり、広報広聴特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議長(赤城大地君)

それでは、ただいま広報広聴特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

委員長 12 番 青木美貴子君、副委員長 6 番 佐藤宗太君

◎議長(赤城大地君)

広報広聴特別委員会の委員長及び副委員長は、只今のとおり選任することに決定いたしました。

◎新庁舎建設検討特別委員会委員の選任

◎議長(赤城大地君)

日程第 11、新庁舎建設検討特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

新庁舎建設検討特別委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条の規定により議長が会議に諮り指名することになっておりますので、新庁舎建設検討特別委員会委員を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

1 番 高久敏明君、2 番 目黒克博君、3 番 物江政博君、4 番 横山智代君
5 番 小畑博司君、6 番 佐藤宗太君、7 番 五十嵐正康君、8 番 山口享君
9 番 五十嵐一夫君、10 番 水野孝一君、11 番 酒井育子君、12 番 青木美貴子君

◎議長(赤城大地君)

只今、朗読のとおり新庁舎建設検討特別委員会委員を指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、只今指名いたしましたとおり、新庁舎建設検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎新庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の互選

◎議長(赤城大地君)

日程第 12、新庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題といたします。

委員会条例第 8 条の規定により、新庁舎建設検討特別委員会委員長及び副委員長は、委員会で互選することになっております。

新庁舎建設検討特別委員会は、委員会条例第 9 条の規定により、議長が招集日時・場所を定めて正・副委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

ただちに、大会議室において新庁舎建設検討特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は、年長議員が行うことになっておりますので、宜しくお願いいたします。

暫時休議いたします。

(午後 2 時 01 分)

(休議)

(午後 2 時 07 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

新庁舎建設検討特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

委員長 12 番 青木美貴子君、副委員長 1 番 高久敏明君、4 番 横山智代君

◎議長(赤城大地君)

新庁舎建設検討特別委員会の委員長及び副委員長は、只今朗読のとおり、選任することに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員の選任

◎議長(赤城大地君)

日程第 13、議会改革特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会改革特別委員会委員の選任は、委員会条例第 7 条の規定により議長が会議に諮り指名することになっておりますので、議会改革特別委員会委員を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

1 番 高久敏明君、2 番 目黒克博君、3 番 物江政博君、4 番 横山智代君
5 番 小畑博司君、6 番 佐藤宗太君、7 番 五十嵐正康君、8 番 山口享君
9 番 五十嵐一夫君、10 番 水野孝一君、11 番 酒井育子君、12 番 青木美貴子君

◎議長(赤城大地君)

只今、朗読のとおり議会改革特別委員会委員を指名いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。
よって、只今指名いたしましたとおり、議会改革特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選

◎議長(赤城大地君)

日程第 14、議会改革特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題といたします。
委員会条例第 8 条の規定により、議会改革特別委員会委員長及び副委員長は、委員会で互選することになっております。

議会改革特別委員会は、委員会条例第 9 条の規定により、議長が招集日時・場所を定めて正・副委員長の互選を行うことになっておりますので、ここで招集の告知をいたします。

ただちに、大会議室において議会改革特別委員会を開催し、正・副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

なお、委員長互選に関する職務は、年長議員が行うことになっておりますので、宜しくお願いいたします。

暫時休議いたします。

(午後 2 時 09 分)

(休議)

(午後 2 時 19 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。
議会改革特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を職員に朗読させます。

◎書記(松本由紀君)

委員長 6 番 佐藤宗太君、副委員長 10 番 水野孝一君

◎議長(赤城大地君)

議会改革特別委員会の委員長及び副委員長は、只今朗読のとおり、選任することに決定いたしました。

◎会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の辞職及び選挙

◎議長(赤城大地君)

報告いたします。

先程、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の五十嵐一夫君、水野孝一君から、同組合議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、補欠議員の選挙を日程に追加し、補欠選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、この際、補欠議員の選挙を日程に追加し、補欠選挙を行うことに決定いたしました。

ここで、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選とし、選考委員会を設け、同委員会において推薦された方を議長が会議に諮り、当選人とすることにいたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。

次に、選考委員の選任方法及び人員等についてお諮りいたします。

慣例により、議長一任とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)

ご異議ないものと認めます。

よって、議長から選考委員を指名いたします。

正・副議長及び両常任委員会委員長の 4 名の方に選考委員をお願いいたします。

ただちに、選考委員会を開催いたします。

暫時休議いたします。

選考委員は、ただちに正副議長室にご参集願います。

(午後 2 時 21 分)

(休議)

(午後 2 時 23 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

選考委員会の結果について、選考委員会委員長の報告を求めます。

◎選考委員長(総務産業建設常任委員会委員長 目黒克博君)

議長、2 番。

◎議長(赤城大地君)
2 番 目黒克博君。

(目黒克博君、登壇)

◎選考委員長(総務産業建設常任委員会委員長 目黒克博君)
会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について、選考委員長の報告をさせていただきます。
選考委員長を仰せつかりました総務産業建設常任委員会委員長の目黒克博でございます。
別室で慎重に協議いたしました結果、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に、8 番
山口享君、9 番 五十嵐一夫君のお二人を推選申し上げます。

(目黒克博君、降壇)

◎議長(赤城大地君)
お諮りいたします。
会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に選考委員長から報告のあった、8 番 山口
享君、9 番 五十嵐一夫君のお二人を当選人とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)
ご異議ないものと認めます。
よって、8 番 山口享君、9 番 五十嵐一夫君が会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員に
当選されました。
当選されたお二人が議場におられますので、当選の告知をいたします。

◎監査委員の辞職及び選任

◎議長(赤城大地君)
報告いたします。
先程、議会選出監査委員、小畑博司君から、監査委員の辞職願が提出され、町長の承認を得
ております。
お諮りいたします。
監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(赤城大地君)
ご異議ないものと認めます。
よって、監査委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
議案作成のため、暫時休議いたします。

(午後2時 25 分)

(休議。議案配布。執行部入場)

(午後2時 27 分)

◎議長(赤城大地君)

再開いたします。

同意第 3 号監査委員の選任についてを議題といたします。

なお、本案は、小畑博司君に関係ある案件でありますので、地方自治法第 117 条の規定により、同君の退席を求めます。

(小畑博司君、退場)

◎議長(赤城大地君)

本案に対する説明を求めます。

(古川町長、登壇)

◎町長(古川庄平君)

同意第 3 号監査委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。

監査委員としてお務めをいただいております小畑博司氏につきましては、この度の会津坂下町議会議員の構成替えにあたり、令和 8 年 4 月 3 日に慣例にならって辞職願が提出されました。

議会からの申し出により引き続き監査委員として小畑博司氏にご活躍いただきたく、推薦申し上げます。

小畑博司氏におかれましては、令和 6 年 4 月 5 日に監査委員として選任されて以来、会津坂下町の健全な予算の執行と各般に渡る事業の運営に適切なるご指導とご助言をいただき、多大なるご貢献をいただきました。

そのご功績に対しまして、心から感謝と敬意を申し上げます。

何卒、満場一致のご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。宜しくお願いします。

(古川町長、降壇)

◎議長(赤城大地君)

これにより本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

◎議長(赤城大地君)

質疑もないようです。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

◎議長(赤城大地君)

討論もないようです。これをもって、討論を終結いたします。

これより同意第 3 号監査委員の選任についてを採決いたします。

この採決は、起立をもって行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

◎議長(赤城大地君)

起立多数であります。

よって、同意第 3 号監査委員の選任については、これに同意することに決定いたしました。

小畑博司君の退席を解きます。

(小畑博司君、入場)

◎議長(赤城大地君)

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもって、令和 8 年第2回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

(午後2時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 8 年4月 3 日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員